

平成21年4月13日

チェックオフに関する協約書(案)

株式会社ケイ・ビー・シー映像(以下、会社という)と、民放労連ケイ・ビー・シー映像労働組合(以下、組合という)は、組合費の給与天引きに関する方法について、下記のとおり協約する。

記

1. 会社は、組合から組合費の天引き徴収願いが提出されたときは、組合費を給料又は賞与から天引き徴収する。
2. 会社は、組合費とは別に、組合員の労働金庫に対する預金及び借入返済金を組合に代わって、給料または賞与及び退職金から天引き徴収する。
3. 会社は、天引き徴収した金額を月末までに組合の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は組合の負担とする。
4. 組合は、毎月10日までに、天引き徴収金額を記載した「天引き徴収願い」に組合員の人数及び天引き徴収金額を組合員個別に列挙した『チェックオフリスト』を添付し、会社に提示する。

附則

本協約の内容は、成立日から3年間有効とする。有効期間満了90日前までに会社又は組合から変更(解約を含む)の申し出がない場合は、さらに3年間延長する。

以上

平成21年〇月〇〇日

株式会社ケイ・ビー・シー映像
代表取締役社長 笹栗 哲朗

民放労連ケイ・ビー・シー映像労働組合
執行委員長 田中 孝之

別紙①
(組合案)

2009年3月25日

チェックオフ（給与天引き代行）に関する協約書（案）

株式会社ケイ・ビー・シー映像（以下会社という）と民放労連ケイ・ビー・シー映像労働組合（以下組合という）は、組合費の給与天引きに関する方法について、次のとおり協約する。

会社は、組合から組合費の天引き徴収願いが提出されたときは、組合費を給料又は退職金から天引き徴収する。

会社は、組合費とは別に、組合員の労働金庫に対する預金（自由、普通積立預金）及び借入返済金を組合に代って給料又は退職金から天引き徴収する。

会社は、給料指定日より数えて3日以内に取まとめ組合に手交する。

組合は、毎月10日までに、天引き徴収金額を記載した天引き徴収願いに組合員の人数および天引き徴収金額を組合員個別に列挙したチェックオフリストを添付し、会社に提示する。

附則

本協約の内容は、成立日から3年間有効とする。有効期間満了90日前までに会社又は組合から変更（解約を含む）の申し出がない場合は、さらに3年間延長する。

以上

平成21年 ○月○○日

株式会社ケイ・ビー・シー映像
代表取締役社長 笹栗 哲朗

民放労連ケイ・ビー・シー映像労働組合
執行委員長 田中 孝之